

「地域防災マネージャー」制度

「地域防災マネージャー」制度とは、地方公共団体が防災の専門性を有する外部人材を「防災監」や「危機管理監」等として採用・配置するに当たり、これに必要となる知識・経験等を有する者を内閣府が証明する制度です。

「地域防災マネージャー」制度の概要

『地域防災マネージャー』として証明を受けられる者

下記の(1)及び(2)の要件を満たすもの（平成27年度）

(1) 防災に関する必要な研修等（①～③のいずれか）を受講した者

- ① 内閣府の実施する「防災スペシャリスト養成研修(基礎以外の全コース)」
- ② 防衛省の実施する「防災・危機管理教育※」
- ③ その他これらの研修等と同様の効果を得られるものと内閣府が認める研修

(2) 防災行政に係る一定程度の実務経験を有する者（①及び②を満たす者）

- ① 本省課長補佐級（国の実動機関にあってはこれに相当する職位）以上の職位を経験した者であること
- ② 国又は地方公共団体において防災行政の実務経験5年以上を担った経験があること又は災害派遣の任務を有する部隊又は機関において2年以上の勤務経験を有すること

※ 防衛省では、平成16年以降、退職後に防災監等を希望する若年定年する幹部自衛官に対し、就職援護施策として防災行政等に関する教育（5週間）を実施しています。

上記要件を満たした者からの申請により「地域防災マネージャー」証明書が、内閣府から交付されます。



『地域防災マネージャー』証明書発行（概要）

